

(保 137)

平成 27 年 12 月 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件」（平成 27 年厚生労働省告示第 450 号）が平成 27 年 11 月 25 日に告示され、同月 26 日付けで適用されることに伴い、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、「010090 多発性硬化症」に「グラチラマー酢酸塩」が追加され、留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表が改められました。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 450 号)
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
(平 27.11.26 保医発 1126 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- オブジェクト識別子構成要素値を指定した件（総務四〇〇）
- 電子認証登記所登記官の電子証明書
のハッシュ値を告示する件
（法務五七八）
- 外国弁護士による法律事務の取扱い
に関する特別措置法第七条の規定に
よる承認をした件（同五七九）
- 日本国に帰化を許可する件
（同五八〇）
- 無償資金協力に係る取極に基づく贈
与の供与期限の延長に関する口上書
の交換に関する件（外務四一六）
- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部
を改正する件（厚生労働四四七）
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基
準に基づき厚生労働大臣が定める掲
示事項等の一部を改正する件
（同四四八）
- 特掲診療料の施設基準等の一部を改
正する件（同四四九）
- 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、
処置等及び定義副傷病名の一部を改
正する件（同四五〇）

四 三 二

- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟
における療養に要する費用の額の算
定方法第一項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が別に定める者の一部
を改正する件（同四五一）
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律第
二条第五項から第七項までの規定に
より厚生労働大臣が指定する高度管
理医療機器、管理医療機器及び一般
医療機器の一部を改正する件
（同四五二）
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律第
二条第八項の規定により厚生労働大
臣が指定する特定保守管理医療機器
の一部を改正する件（同四五三）
- 雇用管理分野における個人情報保護
に関するガイドラインの一部を改正
する件（同四五四）
- 労働組合が講ずべき個人情報保護措
置に関するガイドラインの一部を改
正する件（同四五五）
- 保安林の指定施設要件を変更する件
（農林水産二五六三、二五六四）
- 砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通一一六〇）
- 道路に関する件
（北陸地方整備局一二七〇、一二七二）
- 道路に関する件
（中部地方整備局一三九、一四〇）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 海上保安庁 大阪府 香川県
神戸市

八 八 八 七 六 五 四

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

産 業

勞 働

- 旅券法第十九条の二第一項の規定に基
づく一般旅券の返納命令に関する通知
（外務省）
- 日本工業規格
（厚生労働省・経済産業省）
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法
第三十六条の規定に基づく関係労働者
を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）
- 最低賃金の改正決定に関する公示
（宮城労働局最低賃金公示四、栃木同
五、山梨同三、静岡同七、佐賀同三、
長崎同三、大分同六、七、宮崎同四）
- 国家試験
- 採用候補者名簿の有効期間の満了
（人事院）
- 航空従事者技能証明等に関する試験の
施行（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、建設業の許可の取消処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、特別清算、再生関係
会社その他

品名	規格	単位	薬価
(カ) カゾレルチ錠100mg	100mg	1錠	7,836.40
(キ) トラクリア小児用分散錠32mg	32mg	1錠	4,577.00
(ク) ビートルチユアアル錠250mg	250mg	1錠	21,420
(ケ) ビートルチユアアル錠500mg	500mg	1錠	31,430
(コ) マリゼラ錠12.5mg	12.5mg	1錠	559.20
(ク) マリゼラ錠25mg	25mg	1錠	1,045.10
(カ) ミテネキユアダニ舌下錠3,300 JAU	3,300 JAU	1錠	66.40
(キ) ミテネキユアダニ舌下錠10,000 JAU	10,000 JAU	1錠	201.20
(ク) ムルゾレタ錠3mg	3mg	1錠	16,107.60
(カ) アレルゲンスタクツチエキス陽性対照液「トリ イ」ヒスタミン二塩酸塩	2mL	1瓶	7,966
(キ) イーケラチ点滴静注用500mg	500mg	5mL 1瓶	1,978
(ク) オクトロオスキャン静注用セット	1セット		115,464
(ケ) コハキノン皮下注20mgシリンジ	20mg	1mL 1筒	5,617
(コ) テムセルHS注	10.8mL	1袋	868,680
(カ) ヨンデリア点滴静注用0.25mg	0.25mg	1瓶	49,307
(キ) ヨンデリア点滴静注用1mg	1mg	1瓶	197,698
(ク) ライゾデラ配合注 フレックスタッチ	300単位	1キット	2,322
(ケ) ライゾデラ配合注 ペンツァル	300単位	1筒	1,551
(コ) リューゾリンPRO注射用キット22.5mg	22.5mg	1筒	105,039
品名	規格	単位	薬価
(カ) スピオルトレスピマツト28吸入	28吸入	1キット	4,256.90
(キ) セビマツクスローシヨソ2%	2%	1g	82.20
(ク) ロコラチーナ	10cm×14cm	1枚	45.90

○厚生労働省告示第四百四十八号
 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十六日から適用する。

平成二十七年十一月二十五日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十一号中「及びアスホターゼ アルファ製剤」を「アスホターゼ アルファ製剤及びグラーチラマー酢酸塩製剤」に改め、同第二号（ハ）中「及びハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）」を「ハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）」、エクメット配合錠HD及びエクメット配合錠LD」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十九号
 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十六日から適用する。

平成二十七年十一月二十五日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第九中「アスホターゼ アルファ製剤」を「アスホターゼ アルファ製剤及びグラーチラマー酢酸塩製剤」に改める。

○厚生労働省告示第四百五十号
 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十六日から適用する。

平成二十七年十一月二十五日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の169から171までの項中

4あり	インターフェロン	を	4あり	インターフェロ ン、グラーチラ マ、ヒスタミン
-----	----------	---	-----	-------------------------------

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十六日から適用する。

平成二十七年十一月二十五日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表上に次のように加える。

ホセソタン水和物（当該薬物の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年8月24日に「医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。」に係るものに限る。）	070560xx97x0xx
	070560xx97x1xx
	070560xx99x0xx
	070560xx99x1xx

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第450号）が平成27年11月25日に告示され、同月26日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月19日保医発第0319第4号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表中、「010090 多発性硬化症」をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改める。

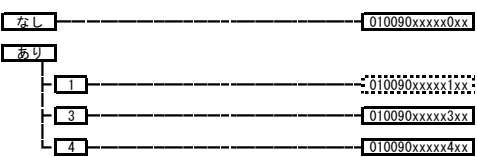
2. 改正の概要について

「010090 多発性硬化症」のうち手術・処置等2の4に「グラチラマー酢酸塩」を追加する。

010090 多発性硬化症

手術・処置等 2
 1. 人工呼吸、中心静脈注射
 3. 血漿交換療法
 4. インターフェロン、グラチラマー酢酸塩

手術・処置等 2



診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		年齢、出生時体重		手術				手術・処置等1				手術・処置等2				定義副傷病		重症度等					
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	コード	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	フラグ	重症度等	
01	0090	多発性硬化症	多発性硬化症 視神経脊髄炎[デビック<Devic>病]	G35 G360	0 1	JCS10未満 JCS10以上	99 99 手術なし 97 97 手術あり					1	1	胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、K664 腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)	K664	4	9	グラチラマー酢酸塩							0 1	リハビリなし リハビリあり
																3	5	血漿交換療法	J039	1	2	中心静脈注射	G005			
																1	1	人工呼吸	J045\$							